



国民健康保険税の税率と税額

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している方などを除いて、すべての方が加入しなければなりません。国保事業は、田原市が運営し、皆さんから納められる保険税と国の補助金などを財源として、医療費の給付などを行っています。

今年度の保険税額は8月中旬に決定し、世帯主あてに通知します。世帯主ご本人が、他の健康保険に加入しているも、家族の中でお一人でも国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

なお、今年度の税率・最高限度額を以下の表のとおり改定します。

【表1】国民健康保険税の算定基準

区分			17年度	16年度(参考)
①所得割額	前年の所得に応じて賦課される額	医療分	4.5%	3.5%
		介護分	0.6%	0.3%
②資産割額	今年度の固定資産税額(土地・家屋分)に応じて賦課される額	医療分	29.0%	22.0%
		介護分	5.0%	4.6%
③均等割額	加入者1人当たりの額	医療分	2万8800円	2万4000円
		介護分	6600円	4800円
④平等割額	加入世帯1世帯当たりの額	医療分	3万1200円	2万8800円
		介護分	6000円	4800円
年税額	①+②+③+④	最高限度額	医療分	53万円
			介護分	8万円

【表2】国民健康保険税の軽減

世帯の種別	軽減基準 (世帯の総所得金額)	軽減内容
7割軽減世帯	33万円以下	均等割額と平等割額の7割
5割軽減世帯	33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)以下	均等割額と平等割額の5割
2割軽減世帯	33万円+(35万円×加入者数)以下	均等割額と平等割額の2割

軽減・減免制度について

所得の低い方のために、国保税の負担を軽くする軽減制度があります。その方の所得によって「7割軽減」「5割軽減」「2割軽減」の3種類があり、【表1】中の「③均等割」「④平等割」が軽減されます。

また、このほか市独自に1割または2割の減免を行います。なお、世帯の種別で2割軽減世帯の方および減免対象の方は届出が必要になります。該当すると思われる方には市役所から通知します。

【表3】国民健康保険税の減免

種別	減免基準	減免内容
1割減免	7割・5割・2割軽減で均等割と所得割のみ賦課される方	均等割額と平等割額の1割
2割減免	【表2】の軽減対象者以外で均等割と所得割のみ賦課される方	均等割額と平等割額の2割

国民健康保険制度に関するお問い合わせ

▶市民課 ☎ 23局3514

国民健康保険税に関するお問い合わせ

▶税務課 ☎ 23局3509

